

教育再生実行会議〈H25.1~H29.6.1~〉第1次提言~第10次提言~

《100年先を見据えた新たな教育の在り方》

- I これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の確信
- II 生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創世のための教育の在り方
- III 教育立国実現のための教育財源など行政の在り方

◇ キーワード

- 教育行政と労働、福祉行政の連携強化（文部科学省と厚生労働省） ワーク・ライフ・（スタディ）・バランス
- 全校コミュニティスクール化 学校運営協議会 地域学校協働活動 CS ディレクターの設置
- 学習指導要領の示し方の工夫・活動の充実と学習評価の在り方の見直し 地域学校協働活動推進員 ……

中央教育審議会答申 H27.12.21
新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策

中央教育審議会答申 H28.12.21
幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について

◇ 「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「小中学校学習指導要領」

- ◇ 平成29年3月31日公布・平成29年4月1日施行
 - 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
 - ・初任研のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）、教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示
 - 義務教育費国庫負担法の一部改正
 - ・「不登校特例校」「夜間学校」の実施を目的として配置される教職員に係るものを国庫負担の対象に付加
 - 学校教育法の一部改正
 - ・学校事務職員の職務規程の見直し（事務に従事する→事務をつかさどる）
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
 - ・共同学校事務室を置くことができる。学校運営協議会を置くように努めなければならない。
 - 社会教育法の一部改正
 - ・教育委員会は（略）地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

☆ これらの改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校の運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

◇ 「学校地域支援活動」から「地域学校協働活動」へ発展【社会教育法の改正】
地域が学校・子どもたちを応援・支援するという一方の関係だけでなく、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生を実現していく。

コミュニティ・スクールの推進を目指して

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと！
学校運営協議会〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条6〕

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること。

- ◇改正のポイント
- ①学校運営協議会設置の努力・義務化
 - ②学校運営への必要な支援に関する「協議」の実施・協議会による協議結果の地域住民への情報提供・地域学校協働活動推進員を付加
 - ③委員の任命に関する校長の意見申出（校長のリーダーシップを発揮できる仕組み）
 - ④教職員の任用に関しては教育委員会規則で定める
 - ⑤複数校で一つの協議会を設置できる



◆ コミュニティ・スクールの効果

- 持続可能（組織的・継続的）な体制の構築
- 当事者意識・役割分担
- 複雑化・困難化した教育課題に対応
- 目標・ビジョンを共有した協働活動

学校と地域とが、共通の目標等を共有し、その達成に向かって、ともに前進している実感によって、学校はよりよく発展し、まちづくりが進展する。